

# 岡山市土地区画整理事業助成要綱

## 岡山市土地区画整理事業助成要綱

### (趣旨)

第1条 岡山市における健全な市街地の発展及び整備・改善を図るため、土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）の規定により土地区画整理事業を施行する者に対し、当該事業を助成するものとし、その助成に関しては岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において「土地区画整理事業」とは、法第2条第1項に規定する土地区画整理事業をいう。

2 この要綱において「施行準備者」とは、法第3条第1項に規定する土地区画整理事業を施行しようとする者及び法第3条第2項に規定する土地区画整理組合を設立しようとする者であって、法第75条第1項に規定する土地区画整理事業に関し専門的知識を有する職員の技術援助を市長に求め、当該技術援助について市長が承認したものをいう。

3 この要綱において「施行者」とは、法第4条第1項に規定する土地区画整理事業の施行について認可を受けた者及び法第14条第1項に規定する土地区画整理組合の設立について認可を受けた者をいう。

### (技術援助)

第3条 市長は、法第75条第1項に規定する技術援助を次の各号に掲げる業務について行うものとする。

(1) 施行準備者が開催する地元説明会での助言

(2) 施行の認可又は組合の設立に関する助言

(3) 委託作業の成果品に関する検査・助言

(4) 工事に関する検査・助言

(5) その他土地区画整理事業施行上必要と認められる事項に関する助言

2 法第3条第1項に規定する土地区画整理事業を施行しようとする者又は法第3条第2項に規定する土地区画整理組合を設立しようとする者が、前項に規定する技術援助を受けようとするときは、土地区画整理事業技術援助申請書（様式第1号）に施行地区に係る予定区域図、関係権利者の当該土地区画整理事業を施行することに同意する旨の書類及び土地区画整理組合にあっては組合設立発起人名簿を添えて、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、技術援助すべきものと決定したときは、土地区画整理事業技術援助決定通知書（様式第2号）により、当該申請者にその旨を通知するものとする。

( 助成措置 )

第 4 条 この要綱による助成は、次の各号に掲げる措置により行うものとする。

( 1 ) 施行準備者が行う業務のうち次に掲げる業務に要する経費を市が負担すること。

- ア 将来の交通体系において、重要と考えられる路線計画に支障となる物件の調査
- イ 事業計画、緊急性を要する文化財等の調査

( 2 ) 施行準備者に対し補助金を交付すること。

( 3 ) 施行者に対し補助金を交付すること。

2 前項第 2 号及び第 3 号に規定する補助金の額は、市長が別途定める岡山市組合等区画整理補助事業実施細目により算出したものをもとに、市長が予算の範囲内で査定した額とする。ただし、第 3 号に規定する補助金の場合は、当該査定額が当該土地区画整理事業に係る総事業費の 10 分の 3 を超えるときは、当該 10 分の 3 の額を限度とする。

( 採択基準 )

第 5 条 前条第 1 項第 3 号に規定する助成措置を受けることができる土地区画整理事業は、次に掲げる要件の全てに該当する土地区画整理事業とする。

ア . 都市計画法 ( 昭和 43 年法律第 100 号 ) 第 7 条第 2 項に規定する市街化区域内で行われる事業であって、当該事業施行地区の面積が 5 ヘクタール以上であるもの。ただし、当該事業施行地区界と人口集中地区内 ( D I D ) 界との距離が 1 キロメートル以内の地区で施行される場合は、 2 . 5 ヘクタール以上であるもの。

イ . 当該事業施行後における施行地区内の道路、広場、公園、緑地、河川等公共の用に供する土地の面積の合計が、当該施行地区の面積の 25 パーセント以上となるもの。

( 補助金等の交付申請及び決定 )

第 6 条 施行準備者が、第 4 条第 1 項第 1 号に定める負担金の交付を受けようとするとき、及び第 2 号に定める補助金の交付を受けようとするときは、補助金等交付申請書 ( 様式第 3 号 ) に当該土地区画整理事業に係る概要書を添えて、市長に申請しなければならない。

2 施行者が、第 4 条第 1 項第 3 号に定める補助金の交付を受けようとするときは、前項に定める補助金等交付申請書に、事業計画書、収支予算書、工事費補助にあつては工事設計書、関係図面及び法第 4 条第 1 項に規定する施行の認可の写し ( 土地区画整理組合にあつては法第 14 条第 1 項に規定する設立の認可の写し ) を添えて市長に申請しなければならない。

3 市長は、第 1 項及び第 2 項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、補助金等の交付の対象となる事業 ( 以下「補助金等交付対象事業」という。 ) に係る補助金等予定額等を決定し、補助金等交付決定通知書 ( 様式第 4 号 ) により当該申請者にその旨を通知するものとする。

(事業計画変更等の承認)

第7条 前条第3項の規定により補助金等決定の通知を受けた施行準備者又は施行者が、当該補助金等交付対象事業の事業計画を変更し、中止し、又は廃止する場合であって、補助金等交付決定額に変更があるときは、速やかに補助金等交付対象事業計画変更・中止(廃止)申請書(様式第5号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金等予定額等を変更したときは、補助金等交付決定額等変更通知書(様式第6号)により当該申請者に通知するものとする。

(工事着手届及び完了届)

第8条 補助金等の交付決定を受けた施行準備者又は施行者が、補助金等交付対象事業に着手したときは、速やかに補助金等交付対象事業着手・完了届(様式第7号)により市長に報告しなければならない。補助金等交付対象事業を完了したときもまた同様とする。

(実績報告)

第9条 施行準備者又は施行者は、補助金等交付対象事業が完了したときは、その完了した日から起算して20日以内に、次の各号に掲げる書類を添えて補助金等交付対象事業実績報告書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 完成写真
- (3) その他市長が必要とする書類

(補助金等の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、実績報告書等の書類を審査するとともに、交付すべき補助金等の額を確定し、その旨を補助金等確定通知書(様式第9号)により当該施行準備者又は施行者に通知するものとする。

(補助金等の交付時期)

第11条 補助金等は、前条の規定により確定した額を、補助金等交付対象事業が完了した後には交付するものとする。ただし、市長が補助金等の交付の目的を達成するために特に必要があると認めるときはこの限りではない。

2 施行準備者又は施行者は、前項の規定により補助金等の交付を受けようとするときは、補助金等交付請求書(様式第10号)に補助金等交付決定通知書又は補助金等確定通知書の写しを添えてを市長に提出しなければならない。

( 補助金の交付決定の取消し )

第 1 2 条 市長は、第 4 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する補助金の交付決定を受けた者又は補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

( 1 ) 正当な理由がなく事業の認可を受けなかったとき。

( 2 ) 正当な理由がなく組合を設立しなかったとき。

( 3 ) この要綱に基づく市長の指示に違反したとき。

( 4 ) 正当な理由がなく事業を著しく遅延させたとき。

( 5 ) 法第 1 3 条第 1 項に規定する事業廃止の認可を受けたとき。

( 6 ) 法第 4 5 条第 2 項に規定する組合の解散について認可を受けたとき。

( 7 ) 法第 1 2 4 条第 2 項及び法第 1 2 5 条第 4 項の規定により、施行の認可及び組合設立の認可を取り消されたとき。

( 8 ) 前各号に定めるもののほか、補助金の交付につき不正な行為があったと認められるとき。

( 補助金等の返還 )

第 1 3 条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金返還命令書 ( 様式第 1 1 号 ) により期限を定めてその返還を命じるものとする。

2 市長は、補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、前項の規定の例によりその返還を命じるものとする。

附 則

この要綱は、平成 9 年 1 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 4 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

## 岡山市組合等区画整理補助事業実施細目

### 第1条（趣旨）

この実施細目は、岡山市土地区画整理事業助成要綱（以下「要綱」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

### 第2条（助成対象範囲）

要綱第4条第1項第2号及び第3号に規定する補助金の対象範囲は次のとおりとする。ただし、国庫補助金対象工事及び公共施設管理者負担金導入工事については対象外とし、道路に関しては市道認定が認められる構造のものに限り対象とする。

補助対象	対象範囲		算出基礎
施行準備	現況測量		当該委託作業費の全額
	権利調査		当該委託作業費の全額
	基本計画の作成		当該委託作業費の全額
	事業計画の作成		当該委託作業費の全額
道路	系統的な通過経路の役割を有する道路	幅員8メートル未満	当該道路舗装工事費の2分の1
		幅員8メートル以上	当該道路工事費の2分の1
	計画幅員8メートル以上の道路にあって、施行地区外の幅員12メートル以上の幹線道路に接続しているもの		当該道路工事費の全額
水路等	水路管理者が農業用幹線用水路として位置づけている水路及び付帯施設		当該水路等工事費の2分の1
公園	新たに施行面積の3パーセント以上の面積が公園となるもの		新たに施行面積の3パーセントを超える部分の用地費に相当する額
歩行者専用道路	幅員4メートル以上の歩行者専用道路		当該道路の用地費の2分の1
その他	新設の都市計画道路		建築物・工作物等の移転に要する費用の全額及び用地費の全額

### 第3条（補則）

この実施細目の施行に関し、必要な事項は市長が定める。

#### 附 則

この細目は、平成9年1月6日から施行する。

#### 附 則

この細目は、平成17年4月1日から施行する。

様式第1号

土地区画整理事業技術援助申請書

年 月 日

岡山市長 様

(申請者)住 所

氏 名 ⑩

別添図面の区域において土地区画整理事業を施行したいので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第75条及び岡山市土地区画整理事業助成要綱第3条第2項の規定により、技術援助して下さるよう申請します。

(添付書類)

- 1 土地区画整理施行予定区域図
- 2 関係権利者の同意書

様式第2号

土地区画整理事業技術援助決定通知書

岡山市指令 第 号  
年 月 日

様

岡山市長

印

年 月 日付けで申請のありました土地区画整理事業に係る技術援助申請については、これをすべきものと決定しましたので、岡山市土地区画整理事業助成要綱第3条第3項の規定により通知します。



補助金等交付申請書

年 月 日

岡山市長 様

(申請者)住 所

氏 名

印

岡山市土地区画整理事業助成要綱第6条第 項の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	年度	補助金等の名称	同要綱第4条第1項第 号の 金
補助金等交付対象事業の内容			
補助金等交付対象事業の目的			
補助金等交付対象事業の効果			
補助金等交付対象事業の総費用		円	
補助金等交付申請額		円 内 訳 円 円 円	
補助金等交付対象事業の 着手年月日及び完了年月日		着 手 年 月 日 完 了 年 月 日 (予定)	
添付書類			

補助金等交付決定通知書

岡山市指令 第 号  
年 月 日

様

岡山市長

印

年 月 日付けで申請のありました補助金等の交付については、次のとおり決定しましたので岡山市土地区画整理事業助成要綱第6条第3項の規定により通知します。

補助年度	年度	補助金等の名称	同要綱第4条第1項第 号の 金
補助金等交付対象事業の名称			
補助金等交付対象事業の総費用(率)		円( % )	
交付予定金額		円 内訳 円 円 円	
交付予定時期		年 月 日	
交付条件	1 補助金等交付対象事業の内容、経費の配分または執行計画等の変更をするときは、市長の承認を受けること。 2 補助金等交付対象事業を中止又は廃止するときは、市長の承認を受けること。 3 補助金等交付対象事業が予定の期間内に完了しないとき、又は遂行が困難となったときは、速かに市長に報告してその指示を受けること。		

注 上記の交付決定に対して不服がある場合は、この通知書受領の日から20日以内に文書で申請の取下げをすること。

様式第5号

補助金等交付対象事業 <sup>計画変更</sup>  
中止（廃止） 申請書

年 月 日

岡山市長 様

（申請者）住 所

氏 名

印

岡山市土地区画整理事業助成要綱第7条第1項の規定により、次のとおり申請します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	岡山市指令 第 号
補助年度	年度	補助金等の名称	同要綱第4条第1項第 号の 金
補助金等交付対象事業の名称			
補助金等交付対象事業の内容		変更前	
		変更後	
変更又は中止（廃止）の理由			
変更又は中止（廃止）の年月日		年 月 日（予定）	
添付書類			

補助金等交付決定額等変更通知書

岡山市指令 第 号  
年 月 日

様

岡山市長

印

年 月 日付けで申請のありました計画変更  
中止（廃止）に係る補助金等の交付

については、次のとおり変更しましたので、岡山市土地区画整理事業助成要綱第 7 条第 2 項の規定により通知します。

補助年度	年度	補助金等の名称	同要綱第 4 条第 1 項第 号の 金
補助金等交付対象事業の名称			
補助金等交付対象事業の 総費用（率）		変更前	円（ % ）
		変更後	円（ % ）
交付予定金額		変更前	円
		変更後	円
交付予定時期		変更前	年 月 日
		変更後	年 月 日

様式第7号

補助金等交付対象事業 着手  
完了 届

年 月 日

岡山市長 様

(事業者)住 所

氏 名 ⑩

事業に着手  
次のとおり したので、岡山市土地区画整理事業助成要綱第8条の規定によ  
事業を完了  
り届け出ます。

指令年月日	年 月 日	指令番号	岡山市指令 第 号
補助年度	年度	補助金等の名称	同要綱第4条第1項第 号の 金
補助金等交付対象事業の名称			
補助金等交付対象事業の施行場所			
着手年月日	年 月 日	完了年月日	年 月 日

様式第 8 号

補助金等交付対象事業実績報告書

年 月 日

岡山市長 様

(事業者)住 所

氏 名

印

岡山市土地区画整理事業助成要綱第 9 条の規定により、次のとおり報告します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	岡山市指令 第 号
補助年度	年度	補助金等の名称	同要綱第 4 条第 1 項第 号の 金
補助金等交付対象事業の名称			
補助金等交付対象事業の施行場所			
着手年月日	年 月 日	完了年月日	年 月 日
補助金等の交付決定通知額		円	
補助金等の既交付額		円	
補助金等交付対象事業の経費精算額		円	
補助金等交付対象事業の経過及び内容			
添付書類	1 収支決算書 2 完成写真 3 その他 ( )		

補助金等確定通知書

第 号  
年 月 日

様

岡山市長

印

年 月 日付けで実績報告のありました補助金等交付対象事業につきましては、次のとおり補助金等の額を決定しましたので、岡山市土地区画整理事業助成要綱第10条の規定により通知します。

指令年月日	年 月 日		指令番号	岡山市指令 第 号
補助年度	年度	補助金等の名称	同要綱第4条第1項第 号の 金	
補助金等の交付決定通知額			円	
補助金等交付対象事業の経費精算額			円	
補助率				
補助金等の交付確定額			円	
交付決定通知額 - 交付確定額			円	

補助金等交付請求書

年 月 日

岡山市長 様

(事業者)住所

氏名

印

岡山市土地区画整理事業助成要綱第11条第2項の規定により、次のとおり請求します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	岡山市指令 第 号
補助年度	年度	補助金等の名称	同要綱第4条第1項第 号の 金
補助金等交付対象事業の名称			
補助金等の交付決定通知額		円	
補助金等の交付確定額		円	
補助金等の既交付額		年 月 日交付	円
		年 月 日交付	円
		年 月 日交付	円
		計	円
今回交付請求額		円	
未交付額		円	
添付書類	1 補助金等交付決定通知書又は補助金等確定通知書の写し		



補助金等返還命令書

第 号  
年 月 日

様

岡山市長

印

第 1 項

岡山市土地区画整理事業助成要綱第 1 3 条 の規定により、次のとおり返還を命じる。

第 2 項

返還すべき金額	円	返還期日	年 月 日まで
返還を命じる理由			
返還方法			
指令年月日	年 月 日	指令番号	岡山市指令 第 号
補助年度	年度	補助金等の名称	同要綱第 4 条第 1 項第 号の 金
補助金等交付対象事業の名称			
補助金等の交付決定通知額	円		
補助金等の既交付額	年 月 日交付	円	
	年 月 日交付	円	
	年 月 日交付	円	
	計	円	
補助金等の交付確定額	円		